平成２６年（フ）第１６３号
広島県呉市西辰川２丁目９番33号
債務者　池田　信子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　謙治
4　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市国府町分上１丁目122番地１　ハイツオーク107号、旧住所鳥取県鳥取市福部町高江56番地11
債務者　西村　　稔
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
広島県廿日市市宮園５丁目11番地９
債務者　濱本　和宣
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目37番14号　コーポぎおん101号
債務者　中村　龍一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬童　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
北海道野付郡別海町別海川上町139番地の60
債務者　小椋　哲也
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７４号
大阪府吹田市豊津町２－９　ハビテ江坂1314、住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩６丁目21番１－314号　トミンハイム東新小岩６丁目
債務者　松本　昭夫
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９号
香川県高松市観光町536番地　ひだまりアパートメント11号室
債務者　木村　正二
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４号
香川県さぬき市寒川町石田西764番地14
債務者　出水　正司
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昭雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６０号
宮城県東松島市赤井字川前三196番地１　赤井中央公園　応急仮設住宅３－２号室、前住所宮城県東松島市大塩字緑ケ丘４丁目３番地５　グリーンタウンやもと３　応急仮設住宅84－４号室
債務者　加藤　真吾
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮２丁目４番10号　エクセレントハイム202号
債務者　前田　幸雄
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
埼玉県川口市芝２丁目17番４号　ハウス芝101号
債務者　藤田　明彦
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番22―308号、住民票上の住所埼玉県三郷市彦成３丁目10番21―706号
債務者　高瀬　秀樹
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
埼玉県越谷市大字南荻島605番地１　コーポ北越谷201
債務者　辻本　　泉
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
埼玉県春日部市備後東６丁目13番26―207号
債務者　弦間　豊子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９９０号
千葉県船橋市西船４丁目８番15―702号
債務者　黒澤　明代
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９５号
千葉県市川市新井１丁目10番10号
債務者　梅原　浩二
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係